

(仮称) 新箕面駅前地区まちづくり拠点施設  
整備運営事業

実施方針

【変更版：平成 29 年 11 月】

平成 29 年 10 月

箕面市

# — 目 次 —

<b>第 1 特定事業の選定に関する事項</b>	<b>1</b>
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設の管理者の名称	1
(4) 事業の目的	1
(5) 事業の概要	2
(6) 事業方式	3
(7) 選定事業者の収入	3
(8) 利用料金に関する事項	3
(9) 事業期間	3
(10) 事業実施スケジュール（予定）	3
(11) 事業期間終了時の措置	4
(12) 遵守すべき法令等	4
2 特定事業の選定基準等に関する事項	6
(1) 選定基準	6
(2) 選定結果の公表	6
<b>第 2 事業者の募集及び選定に関する事項</b>	<b>7</b>
1 事業者の募集及び選定方法	7
2 事業者の選定に係る基本的な考え方	7
3 公共施設の設計、建設及び運営・維持管理業務に関する要求水準	7
4 選定・契約の手順及びスケジュール	7
5 募集手続等	8
(1) 実施方針の質問・意見への回答等	8
(2) 入札公告、入札説明書等の公表及び説明会の実施	8
(3) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知	8
(4) 入札書及び事業提案書の受付	8
(5) 落札者の決定	8
6 入札参加者の備えるべき参加資格要件等	8
(1) 入札参加者の構成等	8
(2) 入札参加者及び協力企業の参加資格要件	9
(3) 入札参加者及び協力企業の業務遂行能力に関する資格要件	10
(4) 代表企業及び構成企業の変更	11
7 審査及び選定に関する事項	11
(1) 審査に関する基本的な考え方	11
(2) 審査の内容	11
(3) 検討結果の公表	11
(4) 事業者を選定しない場合	11
(5) 基本協定の締結について	11
8 S P Cについて	12
9 事業契約について	12
10 提出書類の取り扱い	12
(1) 著作権	12
(2) 特許権等	12

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項13

- 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担..... 13
  - (1) 基本的な考え方..... 13
  - (2) 予想されるリスクと責任分担..... 13
  - (3) 保険の付保..... 13
- 2 事業の実施状況のモニタリング（監視・評価）..... 13
  - (1) 基本的な考え方..... 13
  - (2) 選定事業者に対する支払額の変更等..... 13
  - (3) モニタリングの費用..... 13

### 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項..... 14

- 1 公共施設の立地条件及び整備する施設の概要..... 14
  - (1) 北側交通広場..... 14
  - (2) 南側交通広場及び地下駐輪場..... 14
  - (3) 国道423号高架下駐輪場..... 15
  - (4) 市道萱野区画道路1号線..... 15
  - (5) かやの広場..... 15
- 2 付帯事業について..... 16
  - (1) 必須の付帯事業..... 16
  - (2) 任意の付帯事業..... 16

### 第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項17

- 1 係争事由に係る基本的な考え方..... 17
- 2 管轄裁判所の指定..... 17

### 第6 継続が困難となった場合における措置に関する事項..... 18

- 1 事業の継続に関する基本的な考え方..... 18
- 2 事業の継続が困難となった場合の措置..... 18
  - (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合..... 18
  - (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合..... 18
  - (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合..... 18
- 3 金融機関と市との協議..... 18

### 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項19

- 1 法制上、税制上、財務上および金融上の支援に関する事項..... 19
- 2 その他支援に関する事項..... 19

### 第8 その他特定事業の実施に関する事項..... 20

- 1 議会の議決..... 20
  - (1) 債務負担行為..... 20
  - (2) 事業契約..... 20
  - (3) 指定管理者の指定..... 20
- 2 入札に伴う費用分担..... 20
- 3 情報の公開..... 20
- 4 本事業に関する市の担当部署..... 20

5 実施方針に関する事項.....	21
(1) 実施方針に関する質問・意見の受付.....	21
(2) 実施方針に関する質問・意見に対する回答・公表.....	21
(3) 実施方針の変更.....	21

(様式)

- ・様式-1 実施方針に関する質問・意見書

(別紙)

- ・別紙-1 リスク分担表
- ・別紙-2 箕面市競争入札参加者資格審査要綱
- ・別紙-3 計画平面図

(参考)

- ・北部大阪都市計画地区計画  
<https://www.city.minoh.lg.jp/machi/chikukeikaku/c-top.html>

## 第1 特定事業の選定に関する事項

箕面市（以下「市」という。）は、「（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業」（現在延伸工事中の北大阪急行線における新駅「（仮称）新箕面駅」前地区において公共施設を整備し運営する事業を、以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により財政資金の効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施する方針とする。

本実施方針は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日内閣府民間資金等活用事業推進委員会）等に則り、定めるものである。

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ① 名称：北側交通広場（バスロータリー）
- ② 名称：南側交通広場（タクシー等ロータリー）
- ③ 名称：南側交通広場地下駐輪場（以下「地下駐輪場」という。）
- ④ 名称：国道 423 号高架下駐輪場（以下「高架下駐輪場」という。）
- ⑤ 名称：市道萱野区画道路 1 号線（以下「区画道路」という。）
- ⑥ 名称：かやの広場

#### (3) 公共施設の管理者の名称

箕面市長 倉田 哲郎

#### (4) 事業の目的

本事業の対象である（仮称）新箕面駅前地区が存する萱野中央地域は、市の市街地の中央部に位置し、国道 171 号と国道 423 号が交差する交通の要衝として、利便性の高い地域である。また一方で、千里川が流れ、背後には箕面の山並みが広がる恵まれた自然資源を有する地域でもある。

これまで市では、萱野中央特定土地区画整理事業により基盤整備を行うほか、地区計画を定めて、これらの特性を活かし、自然との共生、調和を図りつつ、「新しい箕面の玄関口」として位置づけ、まちづくりを進めてきた。

本事業では、平成 32 年度に延伸が予定される北大阪急行線の新駅開業にむけて交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の整備、及び駐輪場（地下・高架下）、かやの広場の運営・維持管理を、民間の資金とノウハウの活用が期待できる P F I 手法で実施し、またこれに付帯する事業として民間収益施設の提案を併せて求めることにより、（仮称）新箕面駅前のにぎわいを創出するとともに、新駅を中心とする市内交通の充実を実現しようとするものである。

(5) 事業の概要

① 事業の範囲

本事業の範囲は、交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の整備、及び駐輪場（地下・高架下）、かやの広場の運営・維持管理とする。

また、本事業に付帯する事業（以下「付帯事業」という。）として、事業者は自らの提案に基づき、自己の責任及び費用において民間収益施設の整備、運営等（以下「民間収益事業」という。）を行うこととする。なお、具体的な事項については、入札説明書及び入札に関連した資料（以下「入札説明書等」という。）において提示する。

事業の範囲	交通広場		駐輪場		区画道路	かやの広場
	北側	南側	地下	高架下		
<b>施設整備業務</b>						
基本設計業務	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－
実施設計業務	○	○	○	○	○	－
建設業務	○	○	○	○	○	－
工事監理業務	○	○	○	○	○	－
施設建設に伴う各種申請等の業務	○	○	○	○	○	－
備品等整備業務	○	○	○	○	○	－
その他これらを実施する上で必要な関連業務	○	○	○	○	○	－
<b>施設維持管理業務</b>						
施設保守管理業務（建物・設備）	－	－	○	○	－	○
清掃業務	－	－	○	○	－	○
植栽・外構維持管理業務	－	－	○	○	－	○
廃棄物処理業務	－	－	○	○	－	○
安全管理業務	－	－	○	○	－	○
その他これらを実施する上で必要な関連業務	－	－	○	○	－	○
<b>施設運営業務</b>						
駐輪場運営業務	－	－	○	○	－	－
かやの広場運営業務	－	－	－	－	－	○
<b>付帯事業（必須）</b>	有※2					
<b>付帯事業（任意）</b>	有※3					

※1 市が実施した（仮称）新箕面駅交通広場等基本設計（抜粋版）を基本要件とし、実施設計を実施する。

※2 以下の2つの民間収益施設について整備・運営すること。

ア 北側交通広場の土地において、事業者が市有地を定期借地することで、自己の責任及び費用において整備、運営する民間収益施設。

ただし、1階は市が事業者から無償で借家し、本事業でバスロータリー機能を有する北側交通広場を整備する。

なお、事業者は北側交通広場と（仮称）新箕面駅北側改札口（2階に相当する高さに位置する）を結ぶ動線となる昇降施設（階段、エスカレータ、エレベータ）を整備し、一般歩行者に常時開放すること。

イ （仮称）新箕面駅の高架下の区域において、事業者が市から道路占用の許可を受け、自己の責任及び費用において整備、運営する民間収益施設。

（注）当該民間収益施設を整備するにあたり必要となる箕面市まちづくり推進条例で定める駐車設備は、自動車については「みのおキューズモール」の駐車場で

最大 301 台まで確保できるよう調整中である。

また、駐輪場は、本事業で整備する地下駐輪場において、必要台数を確保できる。ただし、当該必要台数分の整備費用を市に支払うこと。

※3 (仮称) 新箕面駅から 300m 程度までの範囲で、事業者の提案によるものとする (必須の付帯事業の場所で、確保しても良い)。

- ・ 認可保育所 (定員 120 名程度)、子どもの遊び場施設、市の出張子育てひろばが行えるキッズスペース、市が選挙の期日前投票所として使用できる屋内スペースを含む施設の提案を期待する。

#### (6) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施する。

また、本募集の結果、選定された事業者 (以下、「選定事業者」という。) (SPC の組成は任意とする) と市が事業契約を締結し、施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転した上で、選定事業者が事業期間中における施設の運営・維持管理業務を遂行する「B T O (Build-Transfer-Operate) 方式) により実施する。

なお、施設の運営・維持管理には、地方自治法第 244 条の 2 に基づき指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、箕面市議会の議決を経た上で、選定事業者 (駐輪場 (地下・高架下) 及びかやの広場の運営・維持管理業務を担う) を指定管理者として指定する。

#### (7) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下のとおりである。

##### ① 施設の整備に係る対価

施設の整備に係る費用については、施設整備業務期間中の毎年度で出来高に応じて支払う予定である。

##### ② 施設の運営・維持管理業務に係る対価

本事業において整備する施設のうち、駐輪場 (地下・高架下) とかやの広場の利用に係る施設利用料は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を導入し、選定事業者は、各施設の利用料金を自らの収入とする。

施設の運営・維持管理業務に係る対価については、選定事業者が利用者から徴収する利用料金により賄う予定とし、その黒字相当額の一部を市へ納付することを期待している。

#### (8) 利用料金に関する事項

本事業における施設の利用料金については、市の承認を得て、選定事業者において定めることができるものとする。

#### (9) 事業期間

事業契約締結日から平成 48 年 3 月末までの期間とする。

#### (10) 事業実施スケジュール (予定)

時 期	内 容
事業契約締結日～平成 33 年 3 月	公共施設の施設整備業務の期間
平成 33 年 3 月	公共施設の引渡及び所有権移転期限
平成 33 年 4 月	公共施設及び付帯事業 (必須) の供用開始
平成 48 年 3 月	事業期間終了

**(11) 事業期間終了時の措置**

選定事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。なお、市は事業期間の終了後の公共施設の運営・維持管理業務について、必要に応じ選定事業者と協議する。

**(12) 遵守すべき法令等**

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

**① 法律・政省令等**

- (一) 民法(明治 29 年法律第 89 号)
- (二) 不動産登記法(明治 32 年法律第 24 号)
- (三) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (四) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (五) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)
- (六) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- (七) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
- (八) 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)
- (九) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)
- (一〇) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
- (一一) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (一二) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
- (一三) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
- (一四) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)
- (一五) 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)
- (一六) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- (一七) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- (一八) 危険物の規則に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)
- (一九) 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)
- (二〇) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- (二一) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- (二二) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- (二三) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- (二四) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
- (二五) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- (二六) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- (二七) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- (二八) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (二九) 警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)
- (三〇) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)
- (三一) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- (三二) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- (三三) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
- (三四) 借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)
- (三五) 計量法(平成 4 年法律第 51 号)
- (三六) 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)
- (三七) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- (三八) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)

- (三九) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- (四〇) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- (四一) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
- (四二) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)
- (四三) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (四四) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)
- (四五) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)
- (四六) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)
- (四七) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- (四八) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(2017 年度から)
- (四九) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)
- (五〇) その他関連する法律・政省令等

② 条例・規則等

- (一) 大阪府屋外広告物条例(昭和 24 年大阪府条例第 79 号)
- (二) 大阪府都市公園条例(昭和 32 年大阪府条例第 30 号)
- (三) 大阪府建築基準法施行条例(昭和 46 年大阪府条例第 4 号)
- (四) 大阪府自然環境保全条例(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)
- (五) 大阪府福祉のまちづくり条例(平成 4 年大阪府条例第 36 号)
- (六) 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成 6 年大阪府条例第 6 号)
- (七) 大阪府景観条例(平成 10 年大阪府条例第 44 号)
- (八) 大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成 17 年大阪府条例第 100 号)
- (九) 大阪府建築物の敷地等における緑化を促進する制度(平成 18 年)
- (一〇) 大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(平成 25 年大阪府条例第 12 号)
- (一一) 箕面市下水道条例(昭和 44 年条例第 3 号)
- (一二) 箕面市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)
- (一三) 箕面市都市公園条例(昭和 50 年条例第 15 号)
- (一四) 箕面市立自転車駐車場条例(昭和 55 年条例第 20 号)
- (一五) 箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)
- (一六) 箕面市個人情報保護条例(平成 2 年規則第 35 号)
- (一七) 箕面市まちづくり推進条例(平成 9 年条例第 22 号)
- (一八) 箕面市文化財保護条例(平成 9 年条例第 10 号)
- (一九) 箕面市水道事業給水条例(平成 9 年条例第 22 号)
- (二〇) 箕面市建築基準法施行条例(平成 12 年条例第 63 号)
- (二一) 箕面市都市景観条例(平成 19 年条例第 35 号)
- (二二) 箕面市における大阪府福祉のまちづくり条例の施行に関する細則(平成 21 年規則第 81 条)
- (二三) 箕面市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則(平成 22 年規則台 90 号)
- (二四) 上記の他、関連する大阪府及び箕面市条例・規則等

## 2 特定事業の選定基準等に関する事項

### (1) 選定基準

市は、P F I 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「V F Mに関するガイドライン」等を踏まえ、本事業をP F I 事業として実施することにより、公共施設の整備および運営・維持管理について、市自らが事業を実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、P F I 法第7条の規定に基づき特定事業として選定する。

具体的な判断基準は以下のとおりである。

- ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること（市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業期間における市の財政負担の総額を算出し、これらを現在価値に換算して評価する）。
- イ 公共サービスの向上、良好な景観の形成及び地域の活性化が期待できること（評価にあたっては、出来る限り定量的に行うこととし、定量化が困難な場合においても出来る限り客観性を確保したうえで評価を行う）。

### (2) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容とあわせ、箕面市のホームページへの掲載等により、速やかに公表する。なお、特定事業としての選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

市が本事業を特定事業として選定した場合は、総合評価一般競争入札方式により事業者の募集及び選定を行う。

### 2 事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の設計、建設、及び駐輪場（地下・高架下）、かやの広場の運営・維持管理などそれぞれの段階における各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めらるもので、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。

従って、事業者の選定にあたっては、事業者が入札公告において提示する事業参画に足る資格を有しており、かつ、事業者の提案内容が市の要求する施設の整備、運営・維持管理業務に関する要求水準を満たしていることを前提として、事業競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、付帯事業である民間収益事業の内容についても評価し、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

### 3 公共施設の設計、建設及び運営・維持管理業務に関する要求水準

本事業の対象である交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の設計、建設、及び駐輪場（地下・高架下）、かやの広場の運営・維持管理業務に関して、選定事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、入札公告において要求水準書により提示する。また、付帯事業に関する条件についても同様とする。

### 4 選定・契約の手順及びスケジュール

事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下表のとおりとする。

日程	内容
平成 29 年 10 月 31 日	実施方針公表
平成 29 年 11 月中旬	同 質疑回答
平成 29 年 11 月下旬	特定事業の選定・公表
平成 29 年 11 月下旬	要求水準書（案）の公表
平成 29 年 12 月下旬	条例の制定（施設設置・指定管理者）、債務負担行為の議決
平成 30 年 1 月上旬	入札公告（入札説明書、要求水準書、基本協定案等）
平成 30 年 1 月中旬	入札説明書等に関する質疑応答（参加資格関係）
平成 30 年 1 月下旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
平成 30 年 2 月上旬	参加資格確認結果通知 入札説明書等に関する質疑応答（参加資格関係以外）
平成 30 年 3 月下旬	提案書の受付
平成 30 年 4 月	提案書の審査・面接審査（プレゼンテーション）
平成 30 年 4 月下旬	落札者決定・公表
平成 30 年 5 月	仮契約の締結
平成 30 年 6 月下旬	市議会の議決（本契約・指定管理者の指定）
平成 30 年 6 月下旬	本契約締結

## 5 募集手続等

### (1) 実施方針の質問・意見への回答等

実施方針の質問・意見への回答等の詳細については、「第8 その他特定事業の実施に関する事項」5(1)に示す通りとする。

### (2) 入札公告、入札説明書等の公表及び説明会の実施

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、入札公告を行い、入札説明書等を公表する。

入札説明書等の公表後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、入札説明書等にて提示する。

### (3) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に、本事業に関する入札参加表明書及び資格審査に必要な書類（入札参加表明書等）の提出を求める。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。なお、入札参加表明書等の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等にて提示する。

### (4) 入札書及び事業提案書の受付

市は、資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する入札書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、入札書及び事業提案書の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等にて提示する。

### (5) 落札者の決定

市は、提出された提案書について総合的な評価を行い、落札者を決定し、入札参加者に通知する。

## 6 入札参加者の備えるべき参加資格要件等

### (1) 入札参加者の構成等

- ・入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」とする。）
- ・入札参加グループは、応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、代表企業以外の構成員を「構成企業」という。
- ・入札参加グループが、SPCを設立する場合は、代表企業及び構成企業は、SPCに必ず出資すること。入札参加企業の場合も、新たにSPCを設立することなく入札参加企業自らが選定事業者となることを選択できるものとする。
- ・入札参加グループは、参加表明書の提出時において、代表企業及び構成企業それぞれの担当業務（設計、建設、工事監理、運営・維持管理及びSPC運営管理業務等）を明らかにすること。
- ・なお、入札参加者以外の者で、選定事業者から「第1 特定事業の選定に関する事項」1.(5)①に示す業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下、「協力企業」という。）についても、参加表明書の提出時において、明らかにすること。
- ・入札参加者及び協力企業には、下記の(ア)～(カ)に掲げる企業を必ず含むものとする。
  - (ア) 交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の設計業務を行う企業（以下「設計実施者」という。）
  - (イ) 交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理実施者」という。）
  - (ウ) 交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の建設業務を行う企

業（以下「建設実施者」という。）

- (エ) かやの広場の運営・維持管理業務を行う企業（以下「広場運営・維持管理者」という。）
- (オ) 駐輪場（地下・高架下）の運営・維持管理業務を行う企業（以下「駐輪場運営・維持管理者」という。）
- (カ) 民間収益事業を実施する企業（以下「民間収益事業実施者」という。）  
※民間収益事業実施者から民間収益施設の設計、工事監理、建設および運営・維持管理業務を受託又は請け負う予定の企業がある場合は、それについても明らかにすること。

・本事業に係る事業者選定の結果、落札者として決定された入札参加者が、本事業を実施するSPCを設立する場合は、箕面市内に設立することとする。

## (2) 入札参加者及び協力企業の参加資格要件

入札参加者及び協力企業は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

要件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに要件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 引き続き2年以上その営業を行っていること。
- エ 法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- キ 本入札の公告日から入札日までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- ク 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- ケ 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- コ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。
  - ・アドバイザー 株式会社地域計画建築研究所 大阪府大阪市中央区
  - ・協力会社 株式会社地域経済研究所 大阪府大阪市中央区
  - 北口・繁松法律事務所 大阪府大阪市北区

注) 本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権

の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員が兼ねている者をいう。また、当該企業の者が入札参加者及び協力企業の代表権を有している役員が兼ねている場合も同様とする。

- サ 本実施方針「第 2 事業者の募集及び選定に関する事項」の「7 審査及び選定に関する事項」に規定する検討会議の構成員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- シ 入札参加者及び協力企業のいずれかが、他の入札参加者及び協力企業として参加していないこと。

### (3) 入札参加者及び協力企業の業務遂行能力に関する資格要件

- ・入札参加者及び協力企業のうち、設計実施者、工事監理実施者、建設実施者、広場運営・維持管理者、駐輪場運営・維持管理者は、それぞれ上記「(2)入札参加者の参加資格要件」に加えて、次の①～⑥の要件を満たすものとし、その他の企業は上記「(2)入札参加者の参加資格要件」を満たせば足りるものとする。
- ・入札参加者及び協力企業のうち、①～⑥の複数の業務の要件を満たす者は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

#### ① 設計実施者

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 箕面市競争入札参加者資格審査要綱(平成 8 年箕面市訓令第 1 号。以下「資格審査要綱」という。)第 6 条に規定する土木設計及び建築設計における等級区分が A であること。
- ウ 設計実施者と直接的かつ恒常的に雇用関係がある一級建築士を配置できること。

#### ② 工事監理実施者(建築工事)

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 資格審査要綱第 6 条に規定する土木設計及び建築設計における等級区分が A であること。
- ウ 工事監理実施者と直接的かつ恒常的に雇用関係がある工事監理者(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者をいう。)を専任で配置できること。

#### ③ 工事監理実施者(土木工事)

- ア 資格審査要綱第 6 条に規定する土木設計及び建築設計における等級区分が A であること。
- イ 次の要件を満たす管理技術者を配置できること。
  - (ア) 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)の資格を有する者。
  - (イ) 工事監理実施者と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。

#### ④ 建設実施者

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事及び

建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 資格審査要綱第6条に規定する土工事及び建築工事における等級区分がAであること。

**⑤ 広場運営・維持管理者**

ア 過去10年以内にイベント等を行うことが可能な空地、オープンスペース、広場、公園等（民間施設も可）の運営・維持管理実績があること。

**⑥ 駐輪場運営・維持管理者**

ア 過去10年以内に不特定多数の者から料金を徴収して時間貸ししている駐車場又は駐輪場の運営・維持管理実績があること。

**(4) 代表企業及び構成企業の変更**

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、事業契約締結前であれば、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めることがある。

**7 審査及び選定に関する事項**

**(1) 審査に関する基本的な考え方**

学識経験者等で構成する「(仮称)新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業者検討会議」(以下「検討会議」という。)において、書面審査と面接審査(プレゼンテーション)を行い、総合的に採点した結果をもとに、落札の候補者を決定する。(最も得点が高い第一位の候補者に加え、2番目に得点の高い者を第二位の候補者とするところがある。)検討会議の構成員は、入札公告において提示する。なお、入札参加者が落札の候補者の決定までに検討会議の構成員に対し、事業者の選定に関して自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

**(2) 審査の内容**

**① 書類審査**

提案書類に基づく書類審査を行う。

**② 面接審査**

検討会議構成員との面接・質疑応答を行う。

※具体的な落札者決定基準については、入札説明書と併せて公表する。

**(3) 検討結果の公表**

事業者の選定を行った場合は、選定結果の通知の後、市ホームページ等において結果を公表する。

**(4) 事業者を選定しない場合**

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でない判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

**(5) 基本協定の締結について**

市は、本事業に係る落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

## 8 S P Cについて

S P Cを設立する場合は、箕面市内に設立し、事業期間中は移転しないものとする。

なお、入札参加グループのうち、代表企業は必ずS P Cに対して出資し、株主の中で最も多く株式を保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成企業全体での出資比率は、S P Cの全株式の50%を超えるものとし、S P Cの株式については、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。

※S P Cを設立した場合については、整備や運営管理など取組業務の性質が変更するタイミング等によって、その資本割合の変更を可とし、それに伴って代表企業の変更も可とする。ただし、変更する場合は必ず市の承諾を得ること。

## 9 事業契約について

市は、選定事業者と仮契約を締結し、箕面市議会の議決を経た後に事業契約を締結する。なお、事業契約書（案）は、入札公告において提示する。

## 10 提出書類の取り扱い

### (1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業に関する公表その他市が必要と認めるときには、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、原則として提案を行った入札参加者がその使用に関する一切の責任を負わなければならない。これによって市が損失又は損害を被った場合は、当該入札参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

##### (1) 基本的な考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、原則として、そのリスクについて帰責性のあるものが、そのリスクを負担することとし、不可抗力及び法令変更等、市又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市と選定事業者との役割分担及びリスクへの対応能力、管理能力等の観点から、リスクを負担するものとする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市及び選定事業者のリスク及び責任分担は原則として別紙1のとおりであるが、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告において提示し、最終的には事業契約書に定める。

##### (3) 保険の付保

選定事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

#### 2 事業の実施状況のモニタリング（監視・評価）

##### (1) 基本的な考え方

市は、本事業が継続的かつ安定的に行われることを目的として、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び選定事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況に応じて定期的に、又は必要に応じて随時、モニタリングを実施する。モニタリングの実施方法等は入札公告において提示する。

##### (2) 選定事業者に対する支払額の変更等

モニタリングの結果、事業契約書に定める要求水準が満たされていない場合、支払額の減額、改善勧告、契約解除等を行うことがある。支払額の減額等の考え方については、入札公告において提示し、最終的には事業契約書に定める。

##### (3) モニタリングの費用

市が行うモニタリングに係る費用は、市が負担する。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 公共施設の立地条件及び整備する施設の概要

敷地並びに整備、運営・維持管理する施設の概要は、以下に示すとおりである。  
詳細は、要求水準書において示す。

#### (1) 北側交通広場

	項目	概要
敷地条件	所在地	箕面市西宿1丁目地内
	用途地域	商業地域
	防火地域	防火地域
	敷地面積	約4,700 m <sup>2</sup>
	指定容積率	400%
	指定建ぺい率	80%
	高度地区	第8種高度地区（建築物の高さの最高限度は31m）
	地区計画	萱野中央地区地区計画
	都市施設	220-1（仮称）新箕面駅北側交通広場 ※立体都市計画制度の活用予定
整備概要	バスロータリー	路線バス、オレンジゆずるバス：乗車9バース

#### (2) 南側交通広場及び地下駐輪場

	項目	概要
敷地条件	所在地	箕面市西宿1丁目地内
	用途地域	準住居地域・第2種住居地域
	防火地域	法22条区域
	敷地面積	約2,200 m <sup>2</sup>
	指定容積率	200%
	指定建ぺい率	60%
	高度地区	第6種高度地区（建築物の高さの最高限度は22m）
	地区計画	萱野中央地区地区計画区域
	都市施設	220-2（仮称）新箕面駅南側交通広場
整備概要	タクシー等ロータリー	タクシー：乗車1バース、プール10台 送迎バス（大型）：乗車1バース、降車1バース 送迎バス（小型）：乗降1バース 身障者用車両：乗降1バース
	地下駐輪場	自転車：1,162台

(3) 国道 423 号高架下駐輪場

	項目	概要
整備概要	高架下駐輪場	原動機付自転車：433 台 自動二輪車：98 台

(4) 市道萱野区画道路 1 号線

	項目	概要
整備概要	市道萱野区画道路 1 号線	切削オーバーレイ（車道部）、道路照明灯設置、区画線設置、 縁石・街渠設置、薄層カラー舗装等

(5) かやの広場

	項目	概要
整備概要	かやの広場	約 2,200 m <sup>2</sup> ※原則として現在のかやの広場と同様の機能を維持する

## 2 付帯事業について

市は広く施設周辺の地域の魅力を高めるため、民間収益事業の提案を求める。また、アの定期借地権設定とイの道路占用にあたり、その対価を市に納付する提案を求める。

なお、提案した民間収益事業実施者が民間収益事業を実施することが出来ない場合には、民間収益事業実施者に違約金を求めること等、ペナルティを課すことを検討している。

### (1) 必須の付帯事業

ア 北側交通広場の土地において、事業者が市有地を定期借地することで、自己の責任及び費用において整備、運営する民間収益施設。

ただし、1階は市が事業者から無償で借家し、本事業でバスロータリー機能を有する北側交通広場を整備する。

なお、事業者は北側交通広場と（仮称）新箕面駅北側改札口（2階に相当する高さに位置する）を結ぶ動線となる昇降施設（階段、エスカレータ、エレベータ）を整備し、一般歩行者に常時開放すること。

※民間収益施設の定期借地権設定の方法と、市が北側交通広場のために設定する権原については、次のような関係を想定している。

民間収益施設の権原：土地の賃借権（市→事業者）

北側交通広場の権原：建物（1階）の使用貸借権（事業者→市）

イ （仮称）新箕面駅の高架下の区域において、事業者が市から道路占用の許可を受けることで、自己の責任及び費用において整備、運営する民間収益施設。

	項目	概要
敷地条件	所在地	箕面市西宿1丁目地内
	用途地域	商業地域
	防火地域	防火地域
	敷地面積	約1,000㎡
	指定容積率	400%
	指定建ぺい率	80%
	高度地区	第8種高度地区（建築物の高さの最高限度は31m）
	地区計画	萱野中央地区地区計画
	都市施設	9・6・220-2 船場西宿線

(注) 当該民間収益施設を整備するにあたり必要となる箕面市まちづくり推進条例で定める駐車設備は、自動車については「みのおキューズモール」の駐車場で最大301台まで確保できるよう調整中である。

また、駐輪場は、本事業で整備する地下駐輪場において必要台数を確保できる。ただし、当該必要台数分の整備費用を市に支払うこと。

### (2) 任意の付帯事業

- ・（仮称）新箕面駅から300m程度までの範囲で、事業者の提案によるものとする（必須の付帯事業の場所で、確保しても良い）。
- ・認可保育所（定員120名程度）、子どもの遊び場施設、市の出張子育てひろばが行えるキッズスペース、市が選挙の期日前投票所として使用できる屋内スペースを含む施設の提案を期待する。

## **第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1 係争事由に係る基本的な考え方**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従う。

### **2 管轄裁判所の指定**

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業においては、予定された期日までに選定事業者により施設の整備が行われ、また、事業期間中の運營業務が効果的・効率的かつ安定的・継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由を予め具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。基本的な方針は以下のとおりであるが、詳細は、事業契約書に定める。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市は、事業契約書に定めるところにより、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその懸念が生じた場合は、市は選定事業者に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合は、事業契約を解約することができるものとする。

この場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書に定めるところにより、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業契約を解約することができるものとする。

この場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

#### (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

### 3 金融機関と市との協議

本事業の継続性を確保する目的で、市は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等との協議を行い、また、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

### **1 法制上、税制上、財務上および金融上の支援に関する事項**

選定事業者がPFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は選定事業者がそうした措置及び支援を受けることができるよう努める。

また、本事業は、国の社会資本整備総合交付金の活用を予定しており、選定事業者は市が本事業に係る交付金を申請するにあたり、市が行う作業につき、協力を行うものとする。

なお、市は、選定事業者に対する出資、保証等の支援は行わない。

### **2 その他支援に関する事項**

事業実施に必要な許認可等に関して、市は必要に応じて協力を行う。

## 第8 その他特定事業の実施に関する事項

### 1 議会の議決

#### (1) 債務負担行為

市は、本事業の実施に必要な施設の整備にかかる費用を選定事業者に支払うために、地方自治法第 214 条に規定する債務負担行為の設定に関する議案を、平成 29 年 12 月の定例市議会に提出する予定である。

#### (2) 事業契約

市は、事業契約の締結にあたっては、平成 30 年 6 月開催の市議会の議決を経るものとする。

#### (3) 指定管理者の指定

市は市議会の議決を経た上で、選定事業者を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の基づく「指定管理者」に指定する予定である。

### 2 入札に伴う費用分担

入札参加者の入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 情報の公開

本事業に関する情報は、適宜かつ速やかに、ホームページ等を通じて公表する。

### 4 本事業に関する市の担当部署

〒562-0003

大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号

箕面市 地域創造部 北急まちづくり推進室

TEL 072-724-6744

FAX 072-722-7655

電子メールアドレス : machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp

ホームページアドレス : <http://www.city.minoh.lg.jp/machidukuri/>

## 5 実施方針に関する事項

### (1) 実施方針に関する質問・意見の受付

本実施方針に関する質問及び意見の受付を次の要領で行う。

#### ① 受付期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）～ 11 月 14 日（火）午後 5 時必着

#### ② 受付方法

質問及び意見内容を簡潔にまとめ、「実施方針に関する質問・意見書（様式-1）」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、電話での受付は行わない。

質問・意見書のファイル形式	Microsoft Word
提出先	箕面市 地域創造部 北急まちづくり推進室
提出先メールアドレス	<a href="mailto:machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp">machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp</a>

### (2) 実施方針に関する質問・意見に対する回答・公表

本実施方針に関する質問・意見に対する回答・公表を次の要領で行う。これらの回答については、必要に応じて入札説明書に反映する。

#### ① 公表日（予定）

平成 29 年 11 月中旬

#### ② 公表方法

質問者の特殊な技術やノウハウ等に関し、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、箕面市のホームページへの掲載によって行う。なお、質問者の企業名等は公表しないものとする。

なお、市は、質問・意見に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問・意見に関し、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

ホームページアドレス：<http://www.city.minoh.lg.jp/machidukuri/>

### (3) 実施方針の変更

本実施方針の公表後において、事業者からの質問、意見を踏まえて、実施方針の変更を行うことがある。その場合には実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。